

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.42

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

平成22年度北海道消費者被害防止 ネットワーク定例会議を開催しました。

平成22年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議が、2月28日に北海道立消費生活センターで開かれました。最近の消費生活相談等の状況や行政措置についての説明、警察相談の受理状況および検挙概況などについての説明がありました。

事務局からは、平成22年度については、遠軽町、上砂川町の2カ所地域消費者被害防止ネットワークが設立されたとの報告がありました。

また、22年度から新たに進めている「地域消費者被害防止ネットワークセミナー」を道内6カ所(釧路、苫小牧、美唄、函館、北見、稚内)開催し、研修や情報交換などを通じて活動のより一層の活性化と新しい地域ネットワークづくりを進めているとの報告がありました。

地域ネットワーク拡充に向けて!!

道の消費者安全課からは道内における地域ネットワークの拡充に向けて、各振興局と各市町村、各消費者協会等が連携をとりながら進めていく必要性があるとの説明がありました。また、新たに新規組織を立ち上げるのが難しい地域では、既に地域において活動している様々なネットワークや組織などに対して消費者被害防止ネットワークの機能・役割も付加いただき、実質的に「地域消費者被害の防止ネットワーク」としても位置づけていただくよう協力をお願いする旨の説明もありました。

構成団体も積極的に活動!!

構成団体からは1年間の活動状況の取り組みとして、「(社)北海道身体障害者福祉協会」からは、月2回の弁護士相談を実施するとともに、障害者110番も実施しているとの報告がありました。また、「(財)北海道老人クラブ連合会」では、各市町村に4千あまりのクラブがあることから、高齢者に対して、交通安全や防犯等の安全・安心の街づくりを進めており、2月には研修会も開催したとの報告もありました。



「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」について

「上場すれば必ずもうかる」などのセールストークで未公開株の購入を勧誘され、お金をだましとられる被害が増えています。

未公開株をめぐるトラブルや被害については、これまでも、金融庁や国民生活センターなどで注意を呼びかけており、一時減少傾向にありましたが、最近になって、再び被害が増えています。未公開株詐欺の勧誘の手口は、「上場間近で必ずもうかる」というセールストークが特徴ですが、最近は、勧誘手口もより巧妙になってきています。

そこで、金融庁は『実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブックその「もうけ話」、大丈夫ですか？』を作成し被害の未然防止の啓発に取り組んでいます。今回はその一部の抜粋と政府広報を参考に事例をご紹介します。



詳細はこちら <http://www.fsa.go/news/22/syouken/20101222-4.html> また、北海道財務局では、「金融犯罪被害にあわないために」等の地域での勉強会や職場の研修会などに職員を派遣する講師派遣事業を実施しています。【お申し込み、お問い合わせ先】北海道財務局 総務部 財務広報相談官 電話 011-709-2311(内線 4270, 4247)

事例1) 劇場型 複数の業者が登場し、うまい話もちかけて…。

A社から電話があり「C社の株を持っていれば高値で買い取る」と言われたが、持っていなかったので断った。その後、B社から「C社の未公開株を1株100万円で買わないか」と電話があった。そこで、A社に相談したところ、「ぜひ買ってほしい。300万円で買い取る」と言われたのでB社に連絡し、値切って90万円で購入した。買い取りをしてもらおうとA社に電話しているが、連絡が取れなくなっていた。



ポイント

一つの業者から「上場が近い」などと勧誘されたとき、一度は断った人も、別の業者から「値上がり確実」「有望な会社だから、その社債は安心」「買いとりたい」などと言われると、心が動くものです。そんな消費者心理について、複数の業者(人物)が共謀して購入させる「劇場型」の被害が増えています。未公開株などの買収の約束が実行されることはまずありません。業者が行方不明になる事例も多く発生しています。

事例2) 公的機関装い型 金融庁の名前を騙り信用させて…。

- 金融庁等から許可を得て未公開株の買収をしているという業者から連絡があり、保有する未公開株を高値で買い取るので、代わりに別の未公開株や社債を買ってほしいと言われて、その未公開株を購入したが、保有する未公開株は買い取ってもらえない。
- 金融庁等から認可を受けて未公開株の将来性を評価しているという団体から連絡があり、保有している未公開株は上場の準備で金融庁へ届け出がされており、上場確実であると言われ、買い増しするよう勧誘を受けている。

ポイント

金融庁などの公的機関を装って電話をかけ、未公開株や社債などを買わせる被害が多発しています。金融庁などの公的機関が未公開株や社債などの取引に関与することはありません。なお、取引所への上場承認は、それぞれの取引所が審査・判断しており、金融庁などの公的機関はその判断に一切関与していません。

事例3)被害回復型 だまされた購入代金を取り返しましょう。その代わりに…。

金融庁等からの指示を受けて、未公開株の購入代金を取り返しているという団体から連絡があった。購入代金を取り返す条件として、その団体から別の未公開株やファンドを購入する必要があると言われた。



ポイント

過去に未公開株を購入で被害を受けた人に、「過去に購入した株を買い取って被害を回復してあげます。」などと電話をかけ、その条件として、別の未公開株(社債)の購入や手数料の支払いを求めるケースが多くなっています。この場合、代金を支払っても、買い取りは、まず実行されません。二次被害にご注意ください。

ご用心！ひとつでも思い当たったら…

上記以外にも、「お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしい」と持ちかけて未公開株を購入させる「代理購入型」などいろいろなケースがみられます。以下の8項目にひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので取引を見合わせることをおすすめします。

まったく聞いたことのない業者から勧誘されている。 (証券会社としての登録も確認できない)	買取業者、アドバイザーなど名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。	以前未公開株を購入したことがあるが、今回は、その時購入した業者とは別の業者から勧誘されている。
業者は「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、主幹事証券会社や監査法人を教えない。	別の業者からタイミングよく連絡があり、「その株を買い取る」とか「その株は必ず値上がりする」などといわれている。	買取業者から、「買取単位(また取引単位)まで買い増しして下さい」といわれている。
業者が、金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けている」と説明している。	金融庁や財務局、消費生活センター、証券取引監視委員会などの公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。	金融庁 金融サービス利用者相談室 (平日 10:00 ~ 16:00) 0570 - 016811 IP 電話、PHSからは 03-5251-6811

